

報道関係者各位

## 『アートメイク110番』開設のお知らせ トラブル急増の「アートメイク」は医療行為！です

シーズ・メディカルグループ シロノクリニック(理事長 城野親徳、東京都渋谷区、皮膚科)では、「アートメイク」に関する問い合わせが、急激に増加していることに対し、『アートメイク110番』を設置する運びとなりましたことをご報告いたします。

目もとメイクが目立っている現在、約70%以上の女性が目もとメイクに1番力を入れ、メイク時間を割いていると言われています。そんな世の女性の近年注目の的であり“アイメイク”ケアの一つである「アートメイク」を取り巻く環境は目まぐるしい変化をたどっていると言っても過言ではありません。

※アートメイクとは、眉やアイラインなどの皮膚の真皮組織に針で色素(染料)を刺入して、着色していく一種の入れ墨行為。

## 『アートメイク110番』設置の背景

アートメイクの施術やケアをしている数少ないクリニックとして、患者様から、アートメイクサロン等で施術を受けられた際に発生したトラブルのご相談が増加傾向にあることにより、この度、『アートメイク110番』を設置する事となりました。医師免許を有しない無資格者が眉や瞼に入れ墨メイク(アートメイク)を行う事は、明確に医師法第17条の違反となりますが、このようなサロンが巷に数千件も違法営業されております。これについては、従前より幾度となく厚生労働省から注意喚起を行う通達や逮捕事例も多々出ておりますが、違法エステ行為が野放し状態にあるのが実情です。

→ 医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

■一例 ■《医師法上の疑義について》(平成12年8月11日 日医発第488号 厚生労働省通知 抜粋)

いわゆるエステティックサロンにおいて医師免許をもたない従業員が行う、医療用レーザー脱毛機器を使用した脱毛処理、アートメイク、ケミカル・ピーリングにつき、これを業としてなすことは医師法上、医業にあたるとの見解を示したものであります。いわゆる「永久脱毛」ならびに「入れ墨メイク」を業として行うことについては、いずれも医師法第17条の医業に該当する旨の見解が既に示されており、今回の通知もそれらの趣旨に沿ったものと解されます。

※医師法違反は刑法上大変重い罪となり、逮捕される事もあります。

## 『アートメイク』の危険性

アートメイクはとても優れたメイクアップ方法のひとつですが、実は、同時に重篤な健康被害、危険性も伴います。特に、染料を皮膚に入れた際の拒絶反応と、不衛生な環境での施術から引き起こされる感染症が問題となっています。

[危険性1] 感染症: 施術用器具や針等を媒介して感染する肝炎とよく似た病気。特に、針は血液が付着するものですので、厳重な衛生管理が求められます。通常は高照度殺菌線消毒器によって徹底的に消毒されているか、もしくは新品を使用しますが、知識不足やコスト削減などが起因して衛生管理に不備があるところも存在します。また不潔操作が行われているサロンでは、肝炎などの重篤な感染症などを引き起こす可能性があります。※二次感染を防ぐ為にも医師によるアフターケアの指導が必要です。

[危険性2] アレルギー反応; 肌の乾燥、腫れ、ひび割れなどのアレルギー反応が起きる場合があります。アートメイクで使用する染料は、基本的にはアレルギー反応は起こしにくいとされていますが、体質などによりアレルギー反応を見るためにパッチテストが必要で、安全な施術にあたり医療知識が欠かせません。

[危険性3] 肉芽腫; 真皮を作っている膠原線維が傷むと通常はそれを回復させようとしませんが、その働きがうまく動作しなかった場合に発症する事があります。

[危険性4] ケロイド状態; 怪我をしたときにその傷口が一度ふさがるものの、その傷が固く盛り上がる方はケロイド体質といえます。アートメイクによってケロイドを引き起こす可能性があります。

[危険性5] 除去に関する問題; 一度入れたアートメイクは、3-5年間は消えません。施術後にデザイン変更や除去を希望されても、医師のもとでの入れ墨専用レーザー治療等でなければ、対応できません。またその場合でも簡単に除去できるわけではありません。

→このような経緯で、トラブルに悩まされている多くの患者様の力になる為に『アートメイク110番』を設置するに至りました。

シロノクリニック 「アートメイク110番」 フリーダイヤル番号 0120-114422 (10時-19時)  
東京都渋谷区広尾1-1-40 恵比寿プライムスクエアプラザ2F